

危機管理マニュアル



都城市立有水小学校

緊急対応マニュアル

～目次～

○ 学校における考えられる危機について	· · · · · P1
○ 緊急連絡体制	· · · · · P4
○ 校内での事故	· · · · · P5
○ 不登校の児童への対応	· · · · · P7
○ インターネットトラブルへの対応	· · · · · P8
○ 交通事故発生時の対応について	· · · · · P9
○ 校外活動及び校内行事開催中における事故発生への対応	· · · · · P10
○ 不審者侵入対応	· · · · · P11
○ 火災対応	· · · · · P12
○ 地震対応	· · · · · P13
○ 自然災害への対応	· · · · · P14
○ 給食時の異物混入	· · · · · P15
○ フッ化物洗口における誤飲対応	· · · · · P18
○ 熱中症への対応	· · · · · P20
○ 感染症等への対応	· · · · · P27
○ 心のケア	· · · · · P30
○ 事後報告	· · · · · P33

1 学校において考えられる危機

(1) 児童に発生する危機

- ① 登下校中の交通事故、不審者の侵入
- ② 学校内の事故（体育・図画工作・理科などの授業中、休み時間のけが等）
- ③ いじめ、家出、自殺
- ④ 不登校、不登校傾向
- ⑤ 万引き、傷害、器物破損などの問題行動
- ⑥ 差別発言、差別行為
- ⑦ 教育課程外の交通事故、川や海での事故、山での遭難等
- ⑧ 誘拐事件、声かけ事案
- ⑨ 食中毒、伝染病
- ⑩ グループの対立、教師と児童の人間関係でのトラブル

(2) 職員に発生する危機

- ① 信用失墜行為（飲酒運転、酒気帯び運転、セクハラ行為）
- ② 交通事故
- ③ 金銭上のトラブル
- ④ 体罰
- ⑤ 差別発言、差別行為
- ⑥ 教職員の人間関係
- ⑦ 病気やけが
- ⑧ 家庭内での悩み
- ⑨ 自殺

(3) 地域、家庭、学校施設から発生する危機

- ① 地域の危険箇所
- ② 保護者間の人間関係
- ③ 家庭の保護・養育能力の欠如
- ④ 運動器具や遊具施設等の危険箇所

(4) 自然災害

- ① 火災、崖崩れ
- ② 地震、台風、水害

2 危機の予防策

(1) 児童の事故や問題行動を防ぐ手立て

- ① 児童にふりかかる最悪の危機的状況を予想できるように努める。
- ② 私的な感情や理念にとらわれず、有水小学校の学校教育目標に照らして、全職員が共通理解を図り、同一方向で児童の指導にあたる。
- ③ 危機的状況が考えられる場合、すぐに上司に報告・連絡・相談を行う。
- ④ すこやかタイムで気になる児童についての情報交換を行い、共通理解を図る。
- ⑤ いじめ、差別などの事例研修を行い、教職員の研修に努める。
- ⑥ 県教育委員会、教育事務所、市教育委員会からの通知文は、職員朝会及び職員会議で連絡し、共通理解を図る。
- ⑦ 毎月1回、施設設備の安全点検を行う。
- ⑧ 毎日、飲料水の点検をし、衛生管理に努める。
- ⑨ 学習活動を行う前に予備実験を行う。

(2) 教職員の事故や問題行動を防ぐ手立て

- ① 地方公務員法に規定されている「全体の奉仕者」としての自覚を促す。

- ② 同僚に問題を感じた時、それが大きくなる前に上司に連絡・相談する。
- ③ 飲酒運転・酒気帯び運転をしない。
- ④ 余裕をもって登庁・出張するように努める。
- ⑤ 児童が問題行動を起こした場合、係りや上司と相談しながら指導する。
- ⑥ 悩み事があれば上司に相談する。

(3) 自然災害から身を守る手立て

- ① 火災や風水害及び地震の非常時訓練を行う。
- ② 非常時訓練前に事前指導を行う。(訓練の目的、避難の仕方、集合場所等)
- ③ 詳細については、有水小学校の消防計画書と非常時訓練計画を参照する。

3 危機解決マニュアル

(1) 児童の問題行動、事故発生に対して

- ① 基本方針
 - ・生命尊重と人権擁護の立場から問題処理にあたる。
 - ・全職員が共通の教育的立場から児童の将来を考えて指導する。
 - ・正確な情報を収集して適切な判断のもとに、全職員が協力しながら問題解決にあたる。
- ② 問題行動や事故が発生したときの対応
 - ・素早く行動を起こし、二人以上で現場に急行する。あるいは、救急車等を呼び生命の確保に努める。
 - ・不審者の侵入により、児童に危害を与える危険性がある場合、児童の避難を第一に努める。
 - ・担任や上司に連絡する。
 - ・保護者に対しては、誠意をもって対応する。
 - ・必要に応じて校医、教育委員会、警察、保健所等の関係機関に連絡する。
- ③ 状況の確認
 - ・問題行動や事故の状況を正確に把握する。(いつ、どこで、誰が、誰と、何をして、どうなった、理由は)
 - ・問題行動や事故発生に至るまでの経緯について正確に把握する。
 - ・発生以前の健康状態や生活状況、性格、家族構成等の情報を収集する。
 - ・学習中の事故については、単元名、教材名、学習計画、指導内容、学習内容、指導上の留意点等について正しく確認する。
- ④ 当面の対応
 - ・教育委員会と密に連絡しながら指導を行う。
 - ・マスコミに対して窓口を一本化する。(校長・教頭)
 - ・保護者に対して教育的立場から誠意をもって適切に対応する。
 - ・PTAの会に対しては、校長・教頭・係りと一緒に対応する。
 - ・緊急職員会議を開き、共通理解を図る。
 - ・警察、保健所、関係機関に対して窓口を一本化する。
 - ・問題によっては、全児童に事情説明を行い、指導する。
- ⑤ 事後の対応
 - ・発生後継続して児童をよく観察し、保護者と連絡を密に取りながら適切に指導する。
 - ・問題行動や事故の防止、発生時の対応、指導体制について反省を行い、防止の手立てや指導体制を練り直す。
 - ・教育委員会へ報告書を作成し提出する。

(2) 教職員の問題行動、事故発生に対して

- ① 基本方針
 - ・全職員が全体の奉仕者として教育公務員に徹するよう努めるとともに、生命と人権の尊重を推進する。
 - ・教職員の将来を考えて、正確な情報を収集して適切な判断の下に問題の解決にあたる。

② 問題行動や事故が発生した時の対応

- ・素早く行動を起こすとこについては、児童の場合と同様に行う。
- ・生命に関わる場合には、児童の場合と同様に行う。
- ・問題行動や事故を知った時、すぐに上司に連絡する。
- ・家族に連絡・相談・報告する。
- ・校医等に連絡する場合には、児童の場合と同様に行う。

③ 状況の確認

- ・状況の確認については、児童の場合と同様に行う。
- ・発生に至るまでの経緯については、児童の場合と同様に行う。
- ・職員のプライバシーに十分配慮しながら、発生以前の健康状態や生活状況、性格、家族構成等の情報を収集する。

④ 当面の対応

- ・マスコミの対応は、児童の場合と同様に行う。
- ・緊急職員会議も児童の場合と同様に行う。
- ・教育委員会、教育事務所と密に連絡を取り指導を受ける。
- ・PTAに対しても児童の場合と同様に対応する。
- ・職員の立場を尊重しながら、事態が好転するように全職員が協力して対応する。
- ・問題によっては、PTAや全児童に事情説明を行う。

⑤ 今後の対応

- ・問題行動や事故の防止、発生時の対応、指導体制について反省を行い、防止の手立てや指導体制を練り直す。
- ・教育委員会への報告書を作成し提出する。

(3) 授業中の事故・災害について

① 基本方針

- ・児童と教職員の命の保全を最優先とし、被害防止に努める。
- ・不審者等により児童の生命の危険性がある場合、児童の避難を第一とする。
- ・日頃より自然災害に対して知識を持つとともに、その恐ろしさを知り、冷静の判断の下に安全に行動できるように努める。

② 災害が発生したときの対応

- ・火災の時は、避難訓練をもとに冷静に避難行動をとる。
- ・風水害の時、職員の引率による集団行動を実施し、事前に避けるように努める。
- ・地震災害の時は、避難訓練をもとに冷静に避難行動をとる。

③ 状況の確認

- ・災害の状況を正確に把握する。
- ・全児童と全職員が避難しているか、残留児童と職員がいるのか、正確に把握する。

④ 当面の対応

- ・マスコミに対して窓口を一本化する。(校長・教頭)
- ・緊急職員会議を開き、共通理解を図る。
- ・教育委員会、教育事務所と密に連絡を取り、指導を受ける。
- ・消防署、警察、保健所、教育委員会、PTA等関係機関に必要に応じて連絡する。
- ・教育活動が再開できるように全職員が協力して被災した箇所の後片付けを行う。被害状況によっては、PTAや業者の協力を要請する。

⑤ 事後の対応

- ・通報、連絡、避難誘導、残留児童の救出、応急救護活動について何処に問題があったのか考察を行い、防止の手立てや指導体制を練り直す。

災害救急緊急連絡体制

都城市立有水小学校

教育委員会関係

市教育委員会
23-9544
高城学校教育課
58-2680
教育事務所
23-4521

都城警察署
24-0110

都城市消防本部
23-2125
救急車 消防車
119

事故発生→発見者（職員・児童）
誰が いつ どこで どんな 事故 簡単な状況

生徒指導主事・保健主事

保健室
応急処置
(養護教諭)

学級担任

教頭

職員連絡網

学校長

保 護 者
(連絡網、保健調査票)

医療機関

学校医の病院（保護者の希望・保健調査票）

- 吉見病院 58-5633
- 二見眼科 38-5532
- 矢野耳鼻咽喉科 27-5222
- 財部歯科 38-0476

車の確保

- 銀星タクシー 58-2070
(高城)

- 総合的判断→学校長、教頭
- 緊急処置→養護教諭
- 医療機関への連絡
 - ・養護教諭
 - ・学級担任
- 救急車の要請
 - ・学校長、教頭
 - ・養護教諭
- 医療機関への搬送
 - ・養護教諭
 - ・学級担任
- (保健調査票持参)

- 傷病者から離れない。
- あわてない。
- 傷病者の状態をよく観察する。(意識、呼吸、出血、脈、顔色など)
- 必要に応じて心肺蘇生・AED使用。
- 傷病者をいたわり元気づける。

校内での事故

事故発生

発見者

※ 明らかに救急車要請が必要を判断した場合は、すぐに119番通報を他の職員に依頼する。

担任

保護者への連絡

- ① 事故状況の説明
- ② かかりつけの病院の確認
- ③ 搬送先の確認(救急車同乗者が学校へ連絡)
- ④ 保険証持参の依頼
- ⑤ 所要時間の確認

近くの教師

記録用紙に従つて記録する。

救急車を呼ぶ場合

- ① 大出血
- ② 呼吸困難
- ③ 心臓発作
- ④ 意識障害
- ⑤ 身体の一部か欠損または変形
- ⑥ けいれんが持続
- ⑦ 広範囲のやけど
- ⑧ ショック状態
(顔面蒼白、冷や汗、脈拍低下、呼吸困難、脱力)
- ⑨ 傷病による苦痛が持続
- ⑩ その他緊急を要する時

校長(教頭)

- ① 状況を確認し、対応を指示する。
- ② 119番通報、記録
- ③ 教育委員会その他機関への連絡
- ④ 報道機関への対応(窓口の一本化)

救急車同乗するときの持参物

- 保健調査票
- 携帯電話
- 筆記用具、メモ用紙

養護教諭(不在時は他の教師)

- ① 救急処置と判断
- ② バイタルサインの確認と記録

※ 現場の傷病者から離れない

救急車



学校到着

→ 搬送先の病院へ

その他の職員

- 他の児童への対応
- 安心して処置が受けられる環境づくり
- 手當てに必要な資材の確保
- 救急車の誘導(校門で待つ)

病院到着

- 保護者へ説明
- 学校へ報告・連絡

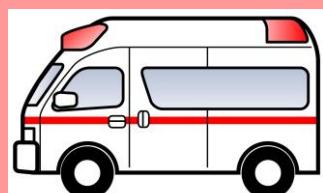
状況報告

- 状況整理、今後の対応決定

• AEDは正面玄関
• 担架は保健室前
• 保健調査票は保健室の
パソコンデスクの後方
の棚の上段にある赤い
ファイル

救急車の呼び方

- ① 救急車をお願いします。
- ② 有水小学校(場所)で住所は、高城町有水3354-1です。
- ③ いつ
- ④ どこで
- ⑤ だれが(年、名前、性別)
- ⑥ どこを
- ⑦ どうした
- ⑧ 電話番号(59-9306)



校内での事故

救急車を呼ぶまでもないが病院を受診させる必要がある場合について

1 病院への移送

- 原則、保護者に病院に連れて行ってもらう。
- 連絡が取れない場合は、養護教諭か学級担任等がタクシーを使って移送する。

※ タクシー業者には「請求書」を学校教育課に提出する旨を伝える。

2 受診時の治療費

- 病院の受付で、学校から引率してきている旨を伝え、「立て替え」せずに後日保護者が、保険証と一緒に支払いをするようにする。(病院の窓口で支払う金額と後日、日本スポーツ振興センターから支払われる金額が違うため)
- ※ けがや病気で病院受診した場合は必ず連絡をする。

緊急時のタクシー利用について

児童が急病・けがなどで、命に別条はないが早急に病院を受診した方がよいと思われる場合に限り利用できます。

★利用できるタクシー業者

業者名	電話番号
銀星（高城支所）	58-2070 0120-381301
宮交（松元町）	22-1010 0120-493850
中央（牟田町）	23-1230 0120-098601
おくつ（上川東）	23-8800 0120-818800

※タクシーを利用したら、「市学校教育課へ請求してください」と運転手に伝える。その後報告書を提出します。

※利用する場合は、「学校教育課」へ利用する旨を先に電話連絡する。
TEL: 23-2161

日本スポーツ振興センター災害共済給付金について

「学校の管理下」でけがをして治療を受け、自己負担額が1500円以上だった場合（学校が提供した食物による食中毒や熱中症も給付の対象となります）必要書類（医療機関が記入）を提出すると、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、自己負担分（3割）とお見舞金（1割）が給付されます。※ 時効は災害が起きて2年です。

★このようなときは対象外です★

- 授業中、許可なく校外に出ていたとき。
 - 下校の指示があったにも関わらず、学校に残っていたとき。
 - 自己負担額が1500円未満のとき。
- ※ 令和2年4月から子ども医療費助成制度・母子父子医療費助成制度が始まり、自己負担額が無料もしくは200円となりましたが、日本スポーツ振興センターにかかる災害の場合は、利用しない。（医療費助成も同じ）

不登校児童への対応

① 学級担任 → 生徒指導主事・教頭 → 校長

- 《情報の収集》
- 児童本人
- 保護者

② 対策についての協議

(校長・教頭・生徒指導主事・担任・養護教諭)

③ 職員会を開き、詳しい状況や対応方法について報告し、協力体制を整える。

- 保護者との連携を密にする。
- 学級担任やその他の職員が、可能な範囲で家庭訪問を行い、誠意ある対応をする。
- 早期解決を焦ることなく、原因をつかみ、その除去のために、相手のペースに合わせて問題解決にあたる。
- 必要に応じて関係機関にも相談する。

民生児童委員
児童相談所
カウンセラー

④ 市教育委員会への連絡

教育委員会	0986-23-9544
教育事務所	0986-23-4521

いじめ等（インターネットトラブル）への 対応について

① 学級担任 ⇒ 生徒指導主事・教頭 ⇒ 校長

《情報の収集》

- 被害者
- 加害者
- 関係のあった児童

② 緊急職員会を開き、対処方法（被害者側・加害者側）を決める。

③ 保護者を呼んで状況を説明し、学校と家庭での指導を話し合う。

※ 連絡を取り合い、経過を把握する。

④ 必要によっては、市教育委員会へ連絡

（緊急の場合は教育事務所にも連絡）

都城児童相談所

0986-22-4294

教育委員会

0986-23-9544

教育事務所

0986-23-4521

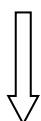
交通事故発生時の対応について



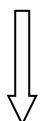
① 通報者（児童、保護者、地区の方々）



② 受信者（状況を確認する）



③ 校長・教頭 → 生徒指導主事



学 担



保護者へ連絡

- いつ
- どこで
- 誰が
- 何をしていて
- どのようになった
- 現在の様子

- 市教委へ報告
- 緊急時は事務所へも連絡
- 必要に応じて報道機関への連絡
(窓口の一本化)
- 場合によっては警察へ報告

④ 校長の指示を受け、職員（2名以上）が現場へ直行し、状況を
隨時報告する。

⑤ 報告を受け、今後の学校の対応を決める。

校外行事開催中における事故等発生への対応

【校外行事】

- ・遠足・修学旅行・宿泊学習・鑑賞教室など

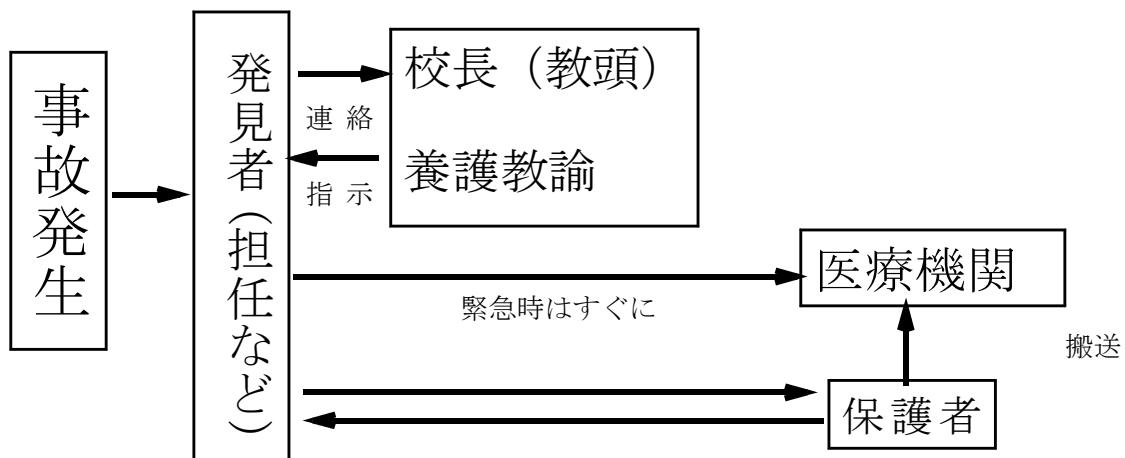
【予想される事故】

- 交通事故
- けが
- 病気、食中毒の発生
- 地震の発生
- 火災の発生
- その他（盗難、紛失など）

【未然に防止するための方策】

- 交通教室の実施
 - ・歩行の仕方、道路横断の仕方
- 保健安全指導
 - ・食育、衛生指導
 - ・安全なすこし方
- 避難訓練の実施
 - ・地震、火災、不審者対応

事故が発生したときの対処方法



【役割分担】

学校長・教頭	総合判断と処理 医療機関・救急車への連絡 報道機関への対応（窓口の1本化） 場合によっては市教委、警察署、教育事務所へ連絡
養護教諭	救急処置と判断 (※現場の傷病者から離れない)
傷病者の担任	保護者への連絡 学級の児童の管理
傷病者の担任以外の職員	周りの児童への対応 安心して処置が受けられるような環境作り 事故発生の状況の把握と記録 手当に必要な資材の確保

不審者侵入対応

日常的な校内巡回を行う

関係者以外の学校への立ち入り(発見者)

- 観察
- ほうき等を持って(そうじをしているふりをして)声をかけて用件をたずねる(1~1.5メートル離れる)
「何か御用ですか。」「お子さん(お孫さん)は誰ですか。」

緊急放送又は笛を鳴らす
児童を安全な場所へ
(施錠)

退去を求める(発見者+教頭)

- 1~1.5メートル離れる。
「御用の無い方は、学校の敷地に立ち入らないでください。」
- ※ 即警察に通報！！

110番通報

「都城市立有水小学校です。男(女)が侵入して…しています。
直ぐに来てください。通報者は、有水小学校の職員〇〇です。
学校の電話番号は59-9306です。」

隔離・通報する(校長・教頭・事務)

- 教職員へ緊急連絡(A参照)
- 暴力行為抑止と退去の説得
- 110番通報
- 教育委員会へ緊急連絡・支援要請

〈負傷者がない場合〉

119番通報

「救急車をお願いします。
誰が、どんなけがで、どんな状態です。
現在地は都城市の有水小学校です。
学校の電話番号は、59-9306です。
通報者は、有水小の職員〇〇です。」

応急手当などをする(養護教諭)

- 救急隊の到着まで応急手当
- 速やかな119番通報
- 負傷者の保護者等への連絡
- 被害者等への心のケア着手

緊急連絡先

パトカー要請	110
救急車要請	119
有水駐在所	59-9313
都城警察署	24-0110
都城消防局	22-8882
都城市教育委員会	23-2186
南部教育事務所	23-4521

事後の対応や措置(全職員)

- 情報の整理と提供
- 保護者等への説明
- 教育再開準備
- 再発防止対策実施
- 報告書の作成
- 災害共済給付請求 等

火災対応

① 発見者



通報

② 校長 ←→ 教頭 ←→ 職員(火元確認・初期消火へ)



指示・報告 指示・報告

③ 緊急放送を行い、児童を運動場に避難させる。



④ 学級担任(児童の確認)



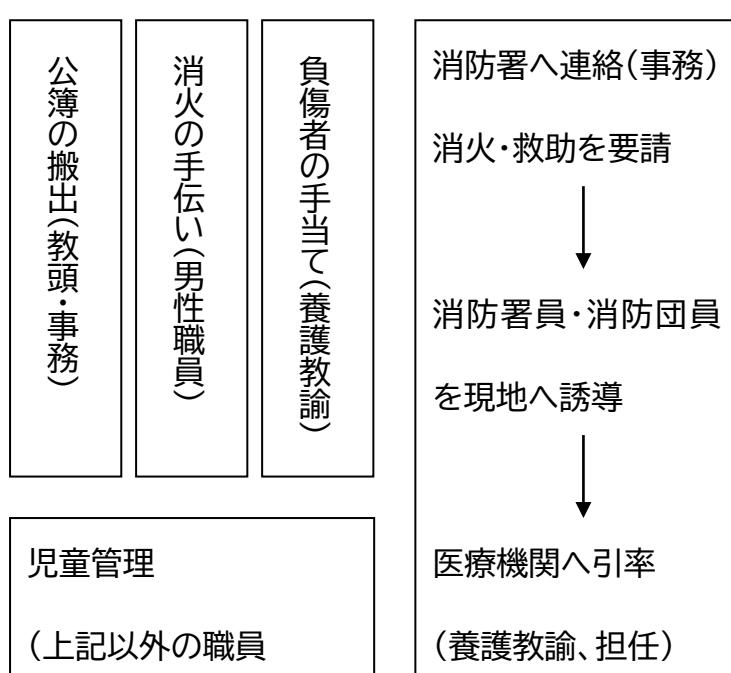
報告

⑤ 校長は今後の対処

を決める。

安心メールで保護者に連絡

保護者、地区担当教諭引率のもと集団下校



地震への対応

〈予想される内容〉

- 強震を伴う地震
- 火災発生



被害を防ぐための方策

- 気象情報の収集
 - ・新田原自衛隊基地(0983)35-1121
- 日常の安全管理
- 計画的な防災学習の実施
 - ・1 学期～風水害・不審者対応
 - ・2 学期～地震
 - ・3 学期～火災
- 保護者、地区民との協力体制の確立
- 関係機関との連携

地震が発生したときの対処方法

地震による校舎倒壊、負傷者の発生

① 摆れが弱まつたら、児童を安全な場所へ避難させる。



教頭 ~ 緊急放送、拡声器による避難の呼びかけ

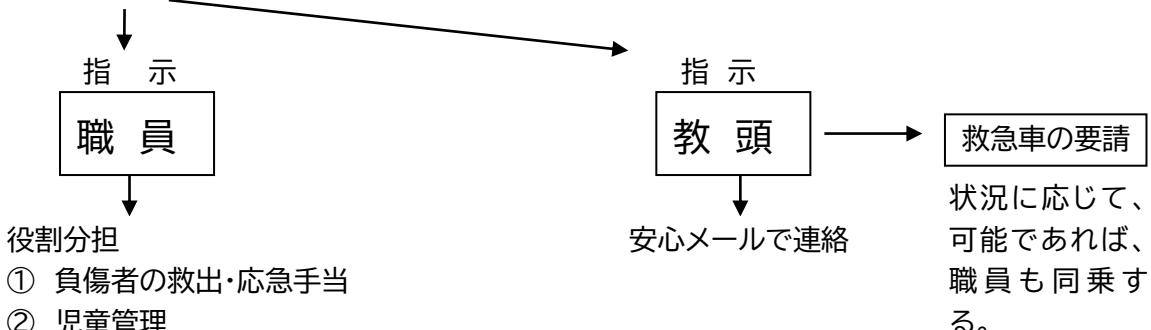
担任 ~ 児童を引率して、安全に避難させる。

② 学級担任(児童の確認)



避難の報告

③ 校長は今後の対処を決定する。



保護者に直接引き渡す

引き渡しの際は、名簿等に引き渡した時間と氏名を記入する。

④ 市教育委員会、教育事務所へ被害を報告する。

自然災害への対応

- ① 校長 今後の対処を決める。
・気象情報の収集 　・スクールバス運行の不可等



- ② 緊急職員会を持ち、職員に連絡する。



- ③ 学級担任は児童に知らせ、指導する。



- ④ 児童は、体育館に移動し、指示を聞く。



- ⑤ 地区ごとに下校する。



(屋外に出すのが危険な時)

- シグフィー(メール)で保護者に連絡
(教頭)
- 保護者の迎えを待つ。
- 車は一方通行にする。
西門→体育館横→正門
- ※ 引渡しの際は、名簿に時間と迎えに
来た保護者の氏名を記入する。

(下校が可能なとき)

- シグフィー(メール)で保護者に連絡
(教頭)
- 地区担当職員は、ある程度引率し、
安全を確認したら班長に指示を与え、
児童だけで下校させる。

- ⑥ 教育委員会への被害・下校状況(時間の変更等)を報告